

令和6年度鹿児島県女性自立支援施設物価高騰対策支援給付金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）等の取組に対応し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰（以下「物価高騰」という。）の影響を受けている民間の女性自立支援施設（以下「民間女性自立支援施設」という。）に対し、安心・安全で質の高い支援を実施し、安定的な運営を行うことができるよう、食材費の価格高騰分の一部を支援するための女性自立支援施設物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（支給の要件）

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、「女性支援費の国庫負担金及び国庫補助について」（令和6年5月24日付け厚生労働省発社援第0524号5号厚生労働事務次官通知）における事業費等により、令和6年4月1日（以下「基準日」という。）時点で運営されている県内の民間女性自立支援施設で、県が令和6年4月分の事業費等を支弁した施設であり、かつ、物価高騰等による食材費の高騰分を価格転嫁できない次の施設（以下「支給対象施設」という。）に対し、給付金を支給する。

支給対象施設の種別	設置運営主体
女性自立支援施設	社会福祉法人

（給付金の支給等）

第3条 知事は、支給対象施設に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象施設に対して支給する給付金は、次に定める金額のとおりとする。

支給対象施設の種別	給付金の金額
女性自立支援施設	1 か所当たりの金額として、次の算出式により算出された金額。 【算出式】 $36,000円 \times (\text{基準日時点における定員})$

（支給の通知等）

第4条 知事は、支給対象施設に対し、給付金の支給の通知を行う。

2 支給対象施設は、前項の通知を受けた際、別記第1号様式により、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 知事は知事が定める期限までに前項の届出がないときは、給付金の支給申請書の提出があったものとみなし、速やかに支給を決定し、支給対象施設に対し、給付金を支給する。

ただし、前項の届け出があったときは、この限りではない。

4 県が支給を決定した場合は、口座に振り込むことで通知に代えることとする。

（支給の方式）

第5条 給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、同号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第2号に掲げる方式により行う。

(1) 登録口座振込方式 県からの事業費等の受取口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 支給対象施設が別記第2号様式により口座を届け出た場合に、当該口座に振り込む方式

（不当利得の返還）

第6条 知事は、給付金の支給を行った後に、支給要件に該当しない事実又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた事実等が発覚した場合は、支給対象事業者に対し、給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第7条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月5日から施行する。

女性自立支援施設物価高騰対策支援給付金の受給拒否届出書

鹿児島県知事 殿

私は、鹿児島県女性自立支援施設物価高騰対策支援事業実施要綱第 4 条第 2 項に基づき、女性自立支援施設物価高騰対策支援給付金の受給について拒否することを、ここに届け出ます。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

女性自立支援施設物価高騰対策支援給付金の
指定口座届出書・変更申出書類

鹿児島県知事 殿

令和 年 月 日

私の女性自立支援施設物価高騰対策支援給付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

1 申出者情報

施設名			
法人名			
役職・代表者名			
施設所在地	郵便番号		
	住所		
担当者 (職・氏名)		電話番号	
(担当者メールアドレス)			

2 振込口座情報

金融機関名			支店名		
金融機関コード（4桁）			支店コード（3桁）		
口座種別 (該当する方に○)	普通	当座	口座番号（7桁）		
口座名義人 ※カタカナで記載					

※必ず申出者名義の口座を指定してください。
※振込口座を確認できる書類の写し（通帳等の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分が明瞭に判別できるもの）を添付してください。
※ゆうちょ銀行を指定する場合は、通帳に記載されている、他の金融機関から振込を受ける際に利用する店名・口座情報等を記入してください。